

第三十八号議案

江戸川区立共育プラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立共育プラザ条例の一部を改正する条例

江戸川区立共育プラザ条例（平成十七年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第五条中「四百十円」を「四百二十円」に改める。

第六条中「減額」を「減額し、」に改める。

第八条中「及び」を「若しくは」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第五条の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、使用料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。